(4)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(5)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

五　申請年月日　　平成二十五年八月十二日

六　縦覧場所　　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、群馬県東部環境事務所並びに太田市環境政策課及び綿打行政センター

○東北地方整備局告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事が次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十五年九月三日

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
一般国道百二十一号	福島県河沼郡湯川村大字湊字上田東から同村大字桜町字八日町まで	改築	平成二十五年九月三日

東北地方整備局長　小池　剛

○関東地方整備局告示第三百七十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月三日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　　関東地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　　株式会社千葉県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	鈴木　和吉
変更後	齋藤　薫、丹羽　収、間藤　静夫、野中　浩一、深山　進一

(2)　変更年月日　　平成二十五年八月二十日

○関東地方整備局告示第三百八十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月三日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　　関東地方整備局長　9

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　　一般財団法人神奈川県建築安全協会

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	岩村三喜男

(2)　変更年月日　　平成二十五年八月二十日

○関東地方整備局告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月三日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局千葉国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　道路の種類　　一般国道

二　路線名　　十四号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
市川市稲荷木一丁目五一一番一二から同市稲荷木一丁目四〇七番二まで	〇・〇〇～一二・二七メートル	〇・二四一キロメートル

四　指定する期日　　平成二十五年九月三日

○中国地方整備局告示第百二十九号

高津川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十九年二月八日付けで告示された建設省告示第百十四号を次のように改める。

関係図面のうち第八号図を次のように改める。

その関係図面は、中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月三日

中国地方整備局長　栗田　悟

（図面省略）

人事異動

人事院

（公平審査局長）
（国家公務員倫理審査会事務局長）
井原　好英

（公平審査局長）
井原　文孝

辞職を承認する（各通）

（職員福祉局次長）
江畑　賢治

公平審査局長に昇任させる
（給与局次長）
福田　紀夫

国家公務員倫理審査会事務局長に昇任させる
（公平審査局審議官）
森　功一

辞職を承認する
（職員福祉局職員福祉課長）
松尾恵美子

事務総局審議官に昇任させる
（職員福祉局参事官）
片山　昭

職員福祉局次長に昇任させる
（事務総局審議官）
森永　耕造

給与局次長に配置換する
（人事課長）
鈴木　英司

公平審査局審議官に昇任させる
人事管理官を免ずる
（給与局参事官）
幸　清聡

企画法制課長に配置換する
（企画法制課長）
西　浩明

人事課長に配置換する
人事管理官を命ずる
（公平審査局首席審理官）
大滝　俊則

職員福祉局職員福祉課長に配置換する
（給与局給与第一課企画室長）
箕浦　正人

給与局参事官に昇任させる
（総務省大臣官房付）
池本　武広

公平審査局首席審理官に転任させる（以上九月一日）

内閣府

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官
日原　洋文

内閣府事務官（大臣官房）に併任する
（国土交通省政策統括官）同
幾度　明

内閣府事務官（国会等移転審議会事務局次長）に併任する
（同）同
福富　光彦

内閣府事務官（国会等移転審議会事務局次長）の併任を解除する
（金融庁総務企画局参事官）内閣府事務官
井内　正敏

大臣官房政策評価審議官に転任させる